

# 奨学金を「既に辞退」・「休止中」・「停止中」のみなさんへ

## 1. 辞退の書類を窓口へ提出済の方へ

今回の奨学金継続手続きは不要です。

## 2. 休止中もしくは停止中の方へ

### (1) 2020年10月末現在で振込中だった方

スカラネット・パーソナルの奨学金継続願にアクセスしてみてください。「対象外」となる方は入力不要です。入力できる方は対象ですので、継続願を提出期限までに必ず入力してください。

### (2) 2020年10月末現在で休止又は停止中だった方

今回の奨学金継続手続きは不要です。

### (3) 今後の手続きについて

No	事由	提出書類(☆)	提出期限	備考
1	現在留年中で、奨学金の復活を希望する場合	【様式23】 奨学生学修状況届	2021年 4月16日(金)	2021年4月に進級する場合は奨学金を復活することができます。奨学金の再開時期は2021年6月の予定です。(2021年4月分からの奨学金がまとめて振り込まれます。) ※進級した時に「復活」の手続きを行わないまま停止期間が2年を超えた場合には奨学生の身分を失いますので、辞退の手続きを行ってください。(「停止」と「休止」が連続して2年を超える場合を含む。)
2	現在留年中で、2021年4月以降も引き続き留年する場合	【様式1-1】 異動願(届)	2021年 3月11日(木)	留年が2年以下の場合 手続不要です。引き続き停止となります。 留年が2年を超える場合(3年目になる場合) 2年までしか停止できませんので、「辞退」の手続きを行ってください。(期限までに分からない場合は、決定後、速やかに提出してください。)
3	現在休学中で、奨学金の復活を希望する場合	【様式1-2】 復活の異動願(届)	2021年 4月16日(金)	2021年4月に復学する場合は奨学金を復活することができます。なお、奨学金の再開時期は2021年6月の予定です。(2021年4月分からの奨学金がまとめて振り込まれます。) ※2021年5月以降に復学する場合は復学することが決まり次第、書類を提出してください。 ※復学した時に「復活」の手続きを行わないまま休止期間が2年(大学院生の留学による休止の場合は3年)を超えた場合には奨学生の身分を失いますので、辞退の手続きを行ってください。(「停止」と「休止」が連続して2年を超える場合を含む。)
4	現在休学中で、2021年4月以降も引き続き休学する場合	【様式1-1】 異動願(届)	2021年 3月11日(木)	休学が2年以下(大学院生の留学による休止の場合は3年)の場合 手続不要です。引き続き休止となります。 休学が2年(大学院生の留学による休止の場合は3年)を超える場合 2年までしか休止できませんので、「辞退」の手続きを行ってください。(期限までに分からない場合は、決定後、速やかに提出してください。)

※「退学」や上記以外の理由で「辞退」を希望する場合は、希望する前月20日まで(期限までに決定しない場合は、決定後速やかに)、「異動願(届)【様式1-1】」を窓口へ提出してください。

☆提出書類は、岡山大学ホームページから印刷できます。

ホーム>教育・学生生活・就職>奨学金>日本学生支援機構の奨学金>異動の手続き  
[http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/seikatu\\_a2-1.html](http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/seikatu_a2-1.html)

【担当窓口】岡山大学学務部学生支援課奨学金担当窓口(一般教育棟A棟2階6番窓口)  
 〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1 平日 8:30~17:00

※医学部、歯学部、法学部夜間主コース、経済学部夜間主コース、保健学研究科、医歯薬学総合研究科(医歯学系)の方は各学部(研究科)教務担当でも書類提出が可能です。

※オンライン授業等で来学することがない場合は郵送でも受付します。郵送の場合、提出書類と学生証コピー(余白に連絡先・本人携帯番号又は平日の日中連絡が取れる電話番号を記入)を同封してください。